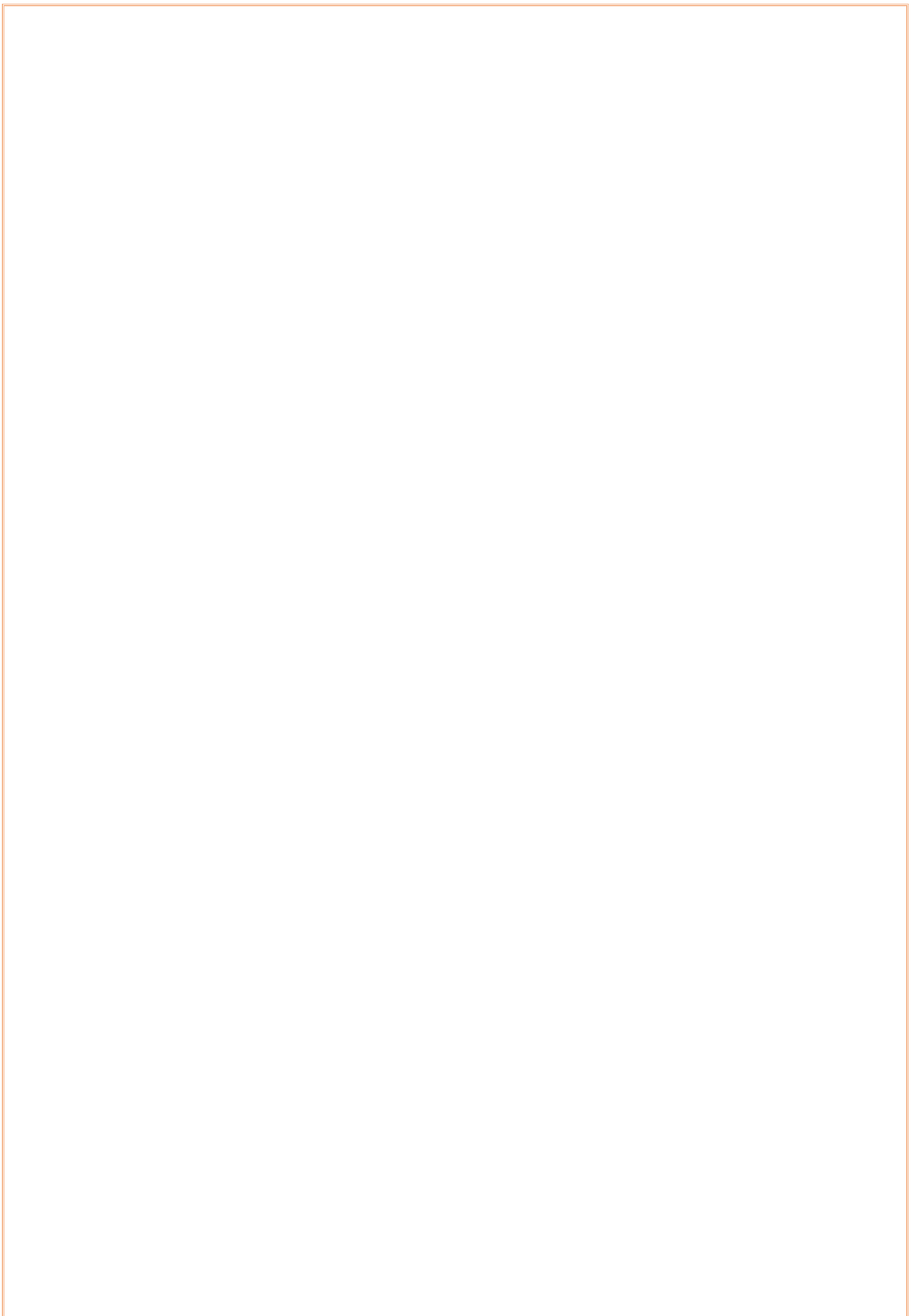


穴水町強靱化計画

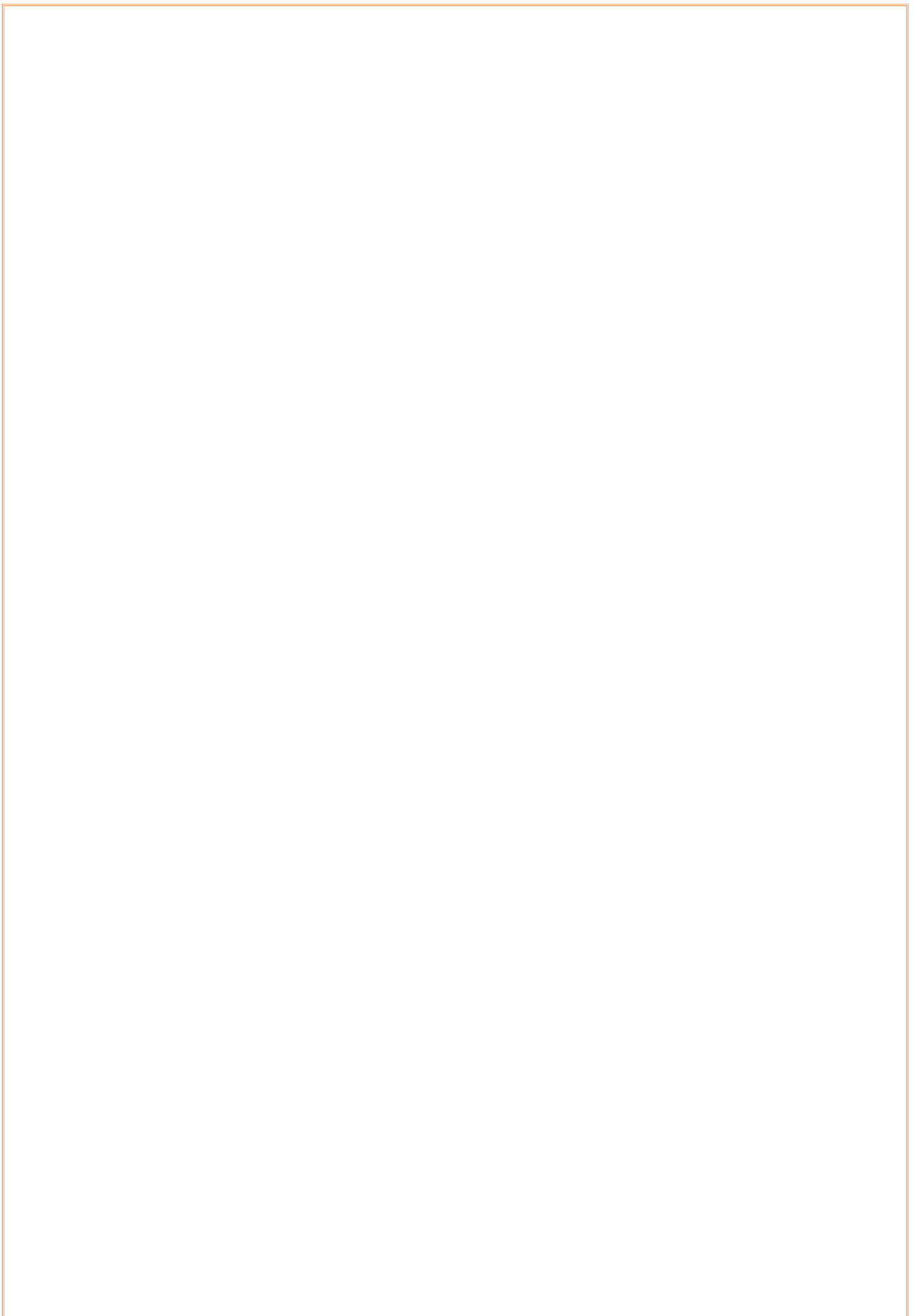
令和2年7月策定

石川県 穴水町



< 目次 >

はじめに	1
基本的な考え方	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 基本目標	2
4 事前に備えるべき目標	2
5 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
脆弱性評価	5
1 脆弱性評価の考え方	5
2 脆弱性評価の流れ	5
3 起きてはならない最悪の事態の設定	6
リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針	8
目標 1 直接死を最大限防ぐ.....	9
目標 2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確保する	18
目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する	28
目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない	29
目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を 最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	30
目標 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	32
目標 7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を 整備する	35
計画の推進	39



はじめに

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、室戸台風や伊勢湾台風等の台風災害など多くの大規模自然災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文では、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から72時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。」とされている。

また、基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

穴水町では、昭和33年と60年の豪雨災害や38豪雪、そして平成19年の能登半島地震の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しや各種ハザードマップの作成、防災訓練の実施など、防災・減災に向けた取組を継続的に行ってきました。

一方、近年、異常気象による集中豪雨が多発するとともに、高度経済成長期に集中的に建設された公共インフラの老朽化が顕在化していることを踏まえ、基本法に基づき、本町の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として、穴水町強靱化計画を策定するものである。

基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、下記の計画期間における本町の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

3 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、強靱化の取組を推進する。

人命の保護が最大限図られること

本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

上記の基本目標を達成するため、以下の7項目を事前に備えるべき目標として強靱化の取組を推進する。

直接死を最大限防ぐ

救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

必要不可欠な行政機能は確保する

経済活動を機能不全に陥らせない

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 強靱化を推進する上での基本的な方針

事前防災、減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本町の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や近年各地で発生する風水害など、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、産業の創出、活性化につなげていく視点を持つ。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して取り組む。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組の方向を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

2 脆弱性評価の流れ

基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定



事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定



最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）



強靱化のための推進方針を検討・策定

3 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した7つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき 7つの目標	起きてはならない21の最悪の事態	
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生
	1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-5	豪雪に伴う被害の拡大
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の停滞
	2-4	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

<p>目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない</p>	<p>4-1</p>	<p>サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞</p>
<p>目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>	<p>5-1</p>	<p>ライフライン（上下水道、電気、燃料等）の長期間にわたる機能停止</p>
<p>目標 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p>	<p>6-1</p>	<p>地震火災による住宅密集地の延焼拡大</p>
	<p>6-2</p>	<p>ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p>
	<p>6-3</p>	<p>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p>
<p>目標 7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	<p>7-1</p>	<p>基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>7-2</p>	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>7-3</p>	<p>復旧・復興等を担う人材の絶対的不足</p>

リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとに脆弱性の評価を実施した結果と、その結果を踏まえた起きてはならない最悪の事態を回避するための強靱化の推進方針は、次のとおりとする。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1 - 1

大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 住宅をはじめとする建築物等の耐震化及び老朽化対策が必要
- 2 公共建築物の耐震化及び老朽化対策が必要
- 3 建築物内の室内安全対策が必要
- 4 ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要
- 5 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要
- 6 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 7 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 8 避難行動要支援者への支援体制が必要
- 9 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要

《推進方針》

- 1 建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進
地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を促進する。
町民に耐震診断・改修費の助成等の制度周知を図るとともに、「穴水町耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。
社会福祉施設の耐震化や老朽化対策について、長期的な視点をもって計画的な維持管理・更新に取り組むための支援を行う。
- 2 建築物内及び避難路の安全対策の推進
家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定やチェーン、ワイヤ等による補強対策の普及・啓発を推進する。
地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。
危険ブロック塀の解体撤去費の一部を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。
電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上
地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。

防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を行い地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。

消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

4 建物密集地区に対する防火対策の推進

建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう町民への指導・周知を図る。

出火率の低下や初期消火力を強化するため、家庭用防災用品購入費助成事業を活用し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。

木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。

《目標指標》

指標	現況	目標
住宅の耐震化率	48% (R1)	74% (R6)
自主防災組織の設置数	36 組織 (R1)	50 組織 (R6)
防災士数	242 人 (R1)	400 人 (R6)
消防団員の定数充足率	95% (159 人) (R1)	100% (167 人) (R6)
建築系公共施設の個別施設計画の策定	未策定 (R1)	策定 (R2)

《関連する計画等》

- 1 穴水町地域防災計画（平成26年3月改訂）
- 2 穴水町耐震改修促進計画（令和元年11月改訂）
- 3 穴水町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

1 - 2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 2 災害情報の収集、伝達体制の強化が必要
- 3 津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要
- 4 海岸保全施設の整備等による高潮対策や侵食対策等が必要

《推進方針》

- 1 津波から確実に避難するための各種取組の推進
避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底を図る。
高台の境内等を利用した一時避難場所の確保を継続するとともに、実践的な津波避難訓練を継続的に実施する。
防災行政無線のデジタル化や戸別受信機の全戸配布、又はライブカメラや各種ICTを活用した情報収集・伝達体制を強化するとともに、消防団や自主防災組織等の安全を確保するための退避ルールの確立を図る。
高齢化の進行による要配慮者数の増加に備え、高齢者、障害者の防災安全対策や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。
- 2 海岸保全施設の整備
海岸保全施設について、津波や高潮による浸水被害等を防止・軽減するため、施設の長寿命化計画策定と計画に基づく老朽化対策などの施設整備を推進する。

《目標指標》

目標	現況	目標
防災行政無線デジタル化	アナログ (R1)	デジタル化 (R3)
防災行政無線（戸別受信機）整備率	11% (R1)	100% (R3)
海岸保全施設の長寿命化計画策定率	67% (R1)	100% (R2)

《関連する計画等》

- 1 穴水町津波避難計画（平成28年2月策定）
- 2 津波ハザ - ドマップ（平成30年3月改訂）

1 - 3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 2 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 3 新たな開発行為等において適切な雨水調整池の整備が必要
- 4 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 5 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- 6 要救助者に対する救助体制の構築が必要
- 7 沿岸地域においては、台風による高潮や冬期風浪による浸水対策が必要

《推進方針》

- 1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進
山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施し、河川管理者による河川改修事業を促進する。
幹線排水路や揚水機場等の整備による浸水対策を推進する。
農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。
森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
河川堤防の復旧や各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設事業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。
沿岸地域の人家や公共施設等を異常気象による浸水被害から守るため、海岸保全施設の整備及び適切な維持管理を行う。
- 2 防災情報の的確な伝達
必要に応じてハザードマップの見直しをするとともに、災害発生時においては、ライブカメラや各種ICTを活用した迅速な情報収集と確実な情報伝達体制の強化を推進する。
防災情報伝達システム（防災行政無線）や緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象警報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。
- 3 各種機関との連携強化
浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

《関連する計画等》

- 1 洪水ハザ - ドマップ（令和2年3月改訂）
- 2 穴水町水防計画（毎年度見直し）

土砂災害による多数の死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要
- 2 町民に対して危険箇所や避難の重要性について周知を行うなど、適切な避難行動がとれるよう啓発が必要
- 3 町民に対して迅速で適切な災害情報の伝達が必要
- 4 中山間地域の集落の孤立を防止する対策が必要

《推進方針》

- 1 土砂災害への対応の強化

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等においてハード整備を推進するよう県に対し働きかけ、災害の未然防止を図る。

土砂災害を起こすおそれのある箇所について、土砂災害警戒区域等への指定を県に働きかける。

砂防関連施設において、老朽化が進んでいるものについては、修繕や更新等を実施するよう県に対して積極的に働きかける。

町民に対してハザードマップ等により土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報提供を行う。

土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めることで、町民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。

土砂災害による中山間地域の集落の孤立を防止するため、狭あい道路の改良を進める。

《関連する計画等》

- 1 土砂災害ハザ - ドマップ（平成25年3月、平成25年12月策定）

《脆弱性の評価》

- 1 道路管理者間（国・県・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 2 緊急時における確実な消防車両の出動や消防水利の確保が必要
- 3 町内会をはじめとした町民の協力体制が必要
- 4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要
- 5 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要
- 6 交通対策に向けた取組の強化が必要

《推進方針》

1 除雪体制の強化

降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール結果に基づき出動時期を適切に判断し、10cm以上の降雪により出動する。

大雪注意報・警報などの防災気象情報の対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。

緊急輸送道路及び幹線町道（バス路線等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援や除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。

住宅密集地や人家連たん部の狭あいな道路においては、積雪状況に応じて排雪を実施する。

急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布を行う。

消融雪施設の設置、及び老朽化した施設の更新を行うとともに、適切な維持管理を行う。

町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪事業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの確保及び人材育成に努め、大雪時の除雪体制を構築する。

消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。また、必要に応じて町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を依頼する。

自力で屋根の雪下ろしが困難な世帯に対し、ボランティア団体等を紹介する。

2 孤立集落への迅速な対応の実施

孤立集落の被災が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう関係機関と事前に調整を行う。

3 交通対策に向けた取組の推進

公共交通機関（路線バス、鉄道等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。

道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。

渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

《指標》

指標	現況	目標
町道除雪実施事業者数	20 社 (R1)	20 社 (R6)

《関連する計画等》

- 1 道路除雪実施計画（毎年度見直し）

《脆弱性の評価》

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 2 町民の防災意識を向上させる取組が必要
- 3 防災教育や防災活動の推進が必要

《推進方針》

- 1 住民等への情報伝達体制の強化

防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート等、情報伝達手段の整備にICTを活用する。

町民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNS等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、早期自主避難を支援するため、迅速でわかりやすい情報を発信する。

- 2 防災意識の向上及び防災活動の推進

町民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。また、防災士をはじめとする地域の防災リーダーを育成する。

実践的な避難訓練を通して、自らの命を守るため主体的に適切な避難行動がとれるように防災教育を行うとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。

外国人等に配慮した避難誘導案内板や各種ハザ - ドマップの作成、多言語化に対応した整備を進める。

《指標》

指標	現況	目標
自主防災組織の設置数（1-1 再掲）	36 組織 （R1）	50 組織 （R6）
防災士数（1-1 再掲）	242 人 （R1）	400 人 （R6）
防災行政無線デジタル化（1-2 再掲）	アナログ （R1）	デジタル化 （R3）
防災行政無線（戸別受信機）整備率（1-2 再掲）	11% （R1）	100% （R3）

目標2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2 - 1

食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《脆弱性の評価》

- 1 避難所や家庭、事業所での避難用物資の備蓄体制の強化が必要
- 2 災害時における支援協定を締結している関係機関及び民間事業者との連携強化に向けた取組が必要
- 3 上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- 4 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要
- 5 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化が必要

《推進方針》

- 1 関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進
避難施設への食料等の備蓄品を充実するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、町、民間事業者、地域団体等と連携して備蓄を推進する。
生活必需品の調達について、関係機関及び民間事業者との支援協定が災害時に確実に機能するよう連携を強化する。
- 2 上水道の応急給水体制の整備促進
上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路の災害対応能力の強化を図るとともに、各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な支援受入体制の構築を進める。
- 3 災害に対応した輸送ルートの確保
関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

《指標》

指標	現況	目標
給水タンクの数（設置型組み立て式）	2基 (R1)	4基 (R2)
給水袋の数（リュックタイプ6リットル）	1,000袋 (R1)	6,000袋 (R6)
食料備蓄量	2,267食 (R1)	3,800食 (R6)
飲料水備蓄量（500ml ペットボトル）	4,956本 (R1)	7,700本 (R6)

《脆弱性の評価》

- 1 中山間地域における地域防災力の向上が必要
- 2 孤立の可能性のある集落へつながる道路網の整備が必要

《推進方針》

- 1 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1再掲）

地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。

防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を行い地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。

消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

- 2 信頼性の高い道路網の確保

交通ネットワークの遮断により中山間地域の孤立集落の発生を防止するため、橋梁の耐震化や狭あい道路の改良等を推進する。

山間部における孤立集落の発生を防止するため、幹線道路の迂回路となり得る町道、林道及び農道の整備を推進する。

町道、林道及び農道の橋梁等道路施設の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を実施するとともに適切な維持管理を行う。

町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪事業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの確保及び人材育成に努め、大雪時の除雪体制を構築する。（1-5再掲）

《指標》

指標	現況	目標
防災士数（1-1再掲）	242人 (R1)	400人 (R6)
町道橋の補修完了数	19橋 (R1)	25橋 (R6)
林道橋の長寿命化計画策定	未策定 (R1)	策定 (R2)

《脆弱性の評価》

- 1 救急・救助機関が機能を維持するための対策が必要
- 2 救急・救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- 3 耐震性貯水槽の整備等による消防水利の確保が必要
- 4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
- 5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- 7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要
- 8 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
(1-1再掲)

《推進方針》

- 1 応急活動を担う機関の機能強化
通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利を有効活用するための整備を推進する。
被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救急・救助機関の災害対応力の強化を着実に推進する。
- 2 応急活動の効率的な展開
災害対策本部・自衛隊・警察・消防等の救急・救助活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
消防団員の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取組を推進する。
バイスタンダー（救急現場に居合わせた町民）の育成や地域防災力の強化を推進する。
電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
(1-1再掲)
救命ボートを利用した講習・訓練などの取組により、浸水区域に取り残された町民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。

3 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1再掲）

地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。

防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を行い地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。

消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

《指標》

指標	現況	目標
自主防災組織の設置数（1-1再掲）	36 組織 （R1）	50 組織 （R6）
防災士数（1-1再掲）	242 人 （R1）	400 人 （R6）
消防団員の定数充足率（1-1再掲）	95%（159人） （R1）	100%（167人） （R6）

《脆弱性の評価》

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
- 5 避難所の機能強化が必要
- 6 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備が必要

《推進方針》

1 迅速な避難所の開設及び運営

町職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。

指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上を推進する。

観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導・運営体制を整備する。

避難行動要支援者の受入れのため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設の確保に努める。

2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備

多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供、衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報提供、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。

被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。

避難者が快適に生活できる場を提供するために、備蓄品の充実など避難所の整備を推進する。

3 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備

避難所において、感染症の発生・まん延の防止を図り、避難者の安全安心を確保するために必要な体制及び環境を整備する。

避難者及びスタッフの健康状態を定期的に確認し、発熱、咳等の症状がある者については、健康な者と動線を分けるため、占用のスペースを確保する。

避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は親戚や友人の家等への避難を検討してもらうよう事前に周知する。

避難所への避難の際には、マスク、消毒液、体温計等の健康管理に必要な物資を自ら持参するよう事前に周知する。

《指標》

指標	現況	目標
福祉避難所の数	6箇所 (R1)	9箇所 (R6)
穴水町避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対応編)策定	未策定 (R1)	策定 (R2)

《関連する計画等》

- 1 穴水町避難所運営マニュアル(平成30年3月策定)

《脆弱性の評価》

- 1 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- 2 医療・福祉施設の耐震化や防火体制の強化が必要
- 3 災害拠点病院及び医療チームとしての機能の維持向上が必要
- 4 搬送・輸送体制の確保が必要

《推進方針》

1 医療・福祉機能等の整備

災害時にDMATや医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。

地域医療の要としての機能を強化するため、修学資金貸与制度を通じた人材確保に取り組むなど地域医療を守り育てる体制づくりを推進する。

医療施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。

災害拠点病院である公立穴水総合病院について、防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて機能の維持向上を図る。

医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新するとともに、不足した場合に備えて関係機関と連携し調達体制の整備を図る。

県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実に努める。

2 搬送・輸送体制の確保

電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
(1-1再掲)

救援救助、緊急物資輸送等に必要ルートを早期に確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。

道路の寸断等により、ヘリコプターによる救急・救助活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。

《指標》

指標	現況	目標
医療従事者用食料備蓄量	無し (R1)	3日分 (R6)
緊急時受入簡易ベッド数	5床 (R1)	10床 (R6)

《関連する計画等》

- 1 公立穴水総合病院業務継続計画（令和元年3月策定）

《脆弱性の評価》

- 1 感染症の予防・防疫体制の構築が必要
- 2 災害用トイレの備蓄が必要
- 3 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要
- 4 下水道施設の耐震化及び老朽化対策が必要
- 5 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備が必要（2-4再掲）

《推進方針》

- 1 感染症の予防・防疫体制の構築
災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、インフルエンザ等の各種予防接種率向上を図るとともに、正しい感染予防知識の周知を図る。
消毒液やマスクなどの医療用品の備蓄量強化を図る。
浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる場所の把握と早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。
- 2 災害時におけるし尿処理体制の確保
平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ）の備蓄を推進する。
下水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。
- 3 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備（2-4再掲）
避難所において、感染症の発生・まん延の防止を図り、避難者の安全安心を確保するために必要な体制及び環境を整備する。
避難者及びスタッフの健康状態を定期的に確認し、発熱、咳等の症状がある者については、健康な者と動線を分けるため、占用のスペースを確保する。
避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は親戚や友人の家等への避難を検討してもらうよう事前に周知する。
避難所への避難の際には、マスク、消毒液、体温計等の健康管理に必要な物資を自ら持参するよう事前に周知する。

《指標》

指標	現況	目標
定期インフルエンザ予防接種率	70.0% (R1)	90.0% (R6)
災害用トイレの備蓄数	10 セット (R1)	15 セット (R2)
下水道の幹線管路の耐震化率	86.7% (R1)	100% (R2)
穴水町避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対応編)策定(2-4再掲)	未策定 (R1)	策定 (R2)

《関連する計画等》

- 1 穴水町避難所運営マニュアル(平成30年3月策定)

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

《脆弱性の評価》

- 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 2 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要
- 3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- 5 支援受入れのための体制づくりが必要

《推進方針》

1 行政機能の機能保持

「穴水町業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。

業務継続計画の実効性を高めるため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検・見直しを行う。

町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。(1-1再掲)

庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。

有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る。

2 支援人員の受入れ体制の構築

行政機関の職員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。

災害対応の長期化による職員の身体的、精神的な負担増に対するケア体制を検討する。

《指標》

指標	現況	目標
災害時相互応援協定数	3 団体 (R1)	6 団体 (R6)
受援計画の策定	未策定 (R1)	策定 (R6)

《関連する計画等》

- 1 穴水町業務継続計画（平成29年3月策定）

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4 - 1

サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞

《脆弱性の評価》

- 1 業務継続計画の策定など企業の事業活動を継続するための取組が必要
- 2 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの構築が必要
- 3 空港及び鉄道の機能強化に向けた施設の整備が必要
- 4 穴水駅周辺における防災や減災に向けた取組が必要
- 5 緊急輸送道路における防災・減災対策が必要
- 6 風評被害防止のための情報発信体制の強化が必要

《推進方針》

1 事業者における業務継続計画

事業者による業務継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組を促進する。

2 信頼性の高い交通ネットワークの構築

物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、緊急時にも生産拠点やのと里山空港などの物流拠点を繋ぐ多重で信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

平時から、管理主体と関係機関が連携し、空港及び鉄道の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き既存路線の維持・拡充等に向けた取組を推進する。また、広域交流の結節点となる穴水駅周辺の耐震対策や、周辺市街地の無電柱化や道路拡幅など防災・減災機能の強化に向けた取組を推進する。

救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を促進する。

町道、林道及び農道の橋梁等道路施設の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を実施するとともに適切な維持管理を行う。(2-2再掲)

3 情報発信体制の強化

多様な情報発信経路を確保することにより、災害発生時において迅速かつ的確に情報発信できる体制を強化する。

《指標》

指標	現況	目標
町道橋の補修完了数(2-2再掲)	19橋 (R1)	25橋 (R6)

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5 - 1

ライフライン（上下水道、電気、燃料等）の長期間にわたる機能停止

《脆弱性の評価》

- 1 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの強化が必要
- 2 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が必要
- 3 下水道施設の耐震化及び老朽化対策が必要（2-6再掲）
- 4 応急給水体制の強化が必要
- 5 電力・情報通信事業者との情報共有体制の整備が必要
- 6 燃料供給事業者との連絡体制の連携強化が必要
- 7 家庭や事業所での電気を確保するための取組が必要

《推進方針》

- 1 災害に対応した輸送ルートの確保（2-1再掲）

関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- 2 上水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進
上水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。
- 3 下水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進
下水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。（2-6再掲）
- 4 応急給水体制の強化
応急給水体制の強化を図るため、関係機関、民間事業者との協力体制を構築する。
- 5 各種事業者との連携強化
災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

6 家庭や事業所における電気の確保

災害時に家庭や事業所の電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について普及啓発を図る。

《指標》

指標	現況	目標
上水道の耐震化率	35.0% (R1)	55.0% (R6)
下水道の幹線管路の耐震化率(2-6再掲)	86.7% (R1)	100% (R2)

《関連する計画等》

- 1 穴水町水道事業ビジョン(平成28年3月策定)
- 2 穴水町水道事業業務継続計画(平成31年3月策定)
- 3 穴水町下水道事業業務継続計画(平成28年3月策定)

目標 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6 - 1

地震火災による住宅密集地の延焼拡大

《脆弱性の評価》

- 1 建物密集地など消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
- 2 消防団の機能強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 3 ICTや先進の防災技術を駆使した災害対応が必要

《推進方針》

- 1 建物密集地区の防火対策の向上

耐震性貯水槽の計画的な設置と既存防火水槽の適切な維持管理及び更新を実施する。

災害時において速やかな避難や救助を行うため緑地・オープンスペースの確保や避難場所としての公園・緑地、広場等の整備を推進する。

火災の延焼による被害拡大を防止するため、狭あい道路の改良を推進する。

地震による住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、建築物の耐震診断や耐震化に対する支援を行うとともに、その普及啓発を図る。

出火率の低下や初期消火力を強化するために、各家庭に消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具の設置や、防災製品等への取替を広く普及啓発し、避難や消火の迅速化を図る。

- 2 消防活動体制の整備

消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化など、ICTを活用し情報の収集伝達機能を充実強化する。

災害用ドローンの導入など先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応出来る消防体制を構築する。

消防団員の定数確保を図り、団員の災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化するとともに、各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化を図る。

《指標》

指標	現況	目標
防火水槽設置数	96 箇所 (R1)	115 箇所 (R6)
防火水槽設置数における耐震性貯水槽の割合	42% (R1)	52% (R6)
住宅用火災警報器の設置率	59% (R1)	100% (R6)

《脆弱性の評価》

- 1 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成と周知が必要
- 2 河川管理施設・海岸保全施設の整備が必要

《推進方針》

- 1 農業水利施設の整備及びハザ - ドマップの作成と周知

被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていくとともに、一定規模のため池については、ハザードマップを作成及び周知を行い、これに基づく避難訓練を推進するなど、災害対応力の強化を図る。

排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、計画的な耐震化と予防保全対策の実施により、老朽化による能力の低下や故障の発生を防ぐ。

- 2 河川管理施設・海岸保全施設の整備

河川管理施設・海岸保全施設について、計画的に耐震対策を行うとともに、適切な維持管理・補修により長寿命化を図る。

《指標》

指標	現況	目標
防災重点ため池のハザードマップ作成率	64.2% (R1)	100% (R6)
耐震化が必要なため池の耐震化率	0% (R1)	100% (R6)

《関連する計画等》

- 1 ため池ハザ - ドマップ

6 - 3

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《脆弱性の評価》

- 1 農地・農業水利施設等の地域資源の保全管理が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要
- 3 農林業の担い手の確保、育成が必要

《推進方針》

- 1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進
地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。
- 2 災害に強い森林づくりの推進
森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。
- 3 農林業の担い手の確保・育成
農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。

《指標》

指標	現況	目標
多面的機能支払実施面積	290ha (R1)	290ha (R6)
中山間地域等直接支払実施面積	386ha (R1)	386ha (R6)
農地所有適格法人数	9社 (R1)	9社 (R6)
新規農林業従事者数	2人 (H27～R1)	3人 (R2～R6)
森林環境譲与税を活用した森林整備面積	9.77ha (R1)	100ha (R2～R6)

《関連する計画等》

- 1 穴水町農業振興地域整備計画（平成30年3月策定）

目標7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7 - 1

基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《脆弱性の評価》

- 1 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークが必要
- 2 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要（4-1再掲）
- 3 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要
- 4 漁港施設の老朽化対策が必要

《推進方針》

1 災害に対応した交通ネットワークの向上

関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。（2-1再掲）

町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。（1-1再掲）

町道、林道及び農道の橋梁等道路施設の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を実施するとともに適切な維持管理を行う。（2-2再掲）

建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく訓練を実施するなど、平常時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。

2 複数の輸送ルートの確保

山間部における孤立集落の発生を防止するため、幹線道路の迂回路となり得る町道、林道及び農道の整備を推進する。（2-2再掲）

3 漁港施設の老朽化対策の推進

漁港施設の計画的な点検や補修等を行うことにより、施設の適切な維持管理に取り組む。

《指標》

指標	現況	目標
町道橋の補修完了数（2-2 再掲）	19 橋 (R1)	25 橋 (R6)
林道橋の長寿命化計画策定（2-2 再掲）	未策定 (R1)	策定 (R2)

《脆弱性の評価》

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要
- 3 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要
- 4 廃棄物処理事業者との連携による災害時処理体制の構築が必要
- 5 大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要
- 6 ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取組が必要
- 7 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

《推進方針》

1 災害廃棄物の処理対策の推進

町民・事業者・行政の連携による災害廃棄物の適正で円滑な処理体制の構築を図る。

災害廃棄物の大量発生に備え、廃棄物の運搬ルートや仮置場等を確保する。

関係機関及び民間の廃棄物処理事業者との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。

大規模災害に対応した他市町との相互応援協定を締結し、支援の調整を行う。

2 有害物質の漏えい等の防止体制の構築

有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、町民に対して適切に周知できる体制を構築する。

3 ごみの減量化やリサイクルの向上

災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図る。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮とリサイクルの向上を図る。

《指標》

指標	現況	目標
家庭ごみの年間総排出量	1,446t (R1)	1,300t (R5)
事業系ごみの年間総排出量	820t (R1)	780t (R5)

《関連する計画等》

- 1 穴水町災害廃棄物処理計画（令和2年3月策定）
- 2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年3月策定）

《脆弱性の評価》

- 1 町民一人ひとりの災害対応力と自助及び共助力の向上が必要
- 2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 4 建設事業者の担い手確保や育成に取り組むことが必要
- 5 円滑な復興・復旧を図るために土地境界の明確化が必要

《推進方針》

- 1 災害対応力等の向上
行政による「公助」には限界があるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進する。
地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。(1-1再掲)
- 2 災害ボランティアの活動環境の整備
被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図るほか、ボランティアと被災者ニ - ズとの総合的な調整を行う、災害ボランティアコ - ディネ - タ - の育成に取り組む。
- 3 建設事業者の担い手確保や育成
復旧・復興において重要な役割を持つ建設事業者の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と連携して取り組む。
- 4 土地境界の明確化
土地の境界について、災害後の円滑な復旧・復興を図るため、地籍調査等の実施により明確化する。

《指標》

指標	現況	目標
防災士数(1-1再掲)	242人 (R1)	400人 (R6)
自主防災組織の設置数(1-1再掲)	36組織 (R1)	50組織 (R6)

計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により進捗状況を把握しながら、全庁連携により本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や国及び石川県の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。